

軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与の例外給付及び同一品目複数貸与の取扱い

令和4年4月1日

介護給付費の算定の可否等について、利用者を含めた関係者が共通の認識を持つため、本市での取り扱いをまとめ、作成したものです。単に、算定の可否だけを把握するのではなく、介護保険制度の理念である「自立支援」の観点から適切なケアマネジメントに基づくサービス提供になるよう、活用してください。

1. 福祉用具貸与の基本方針

（介護予防）福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものでなければならないことが規定されています。

福祉用具貸与の必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあります。そのため、福祉用具貸与をケアプランに位置づける場合には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第22号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準第30条第24号のとおり、その利用の妥当性の検討、サービス担当者会議での必要性の検証等を通じた適切なケアマネジメントにより必要性を判断した上で、当該貸与が必要な理由及びその検討の過程をケアプランに記載してください。

特に、例外給付や同一品目の複数貸与をケアプランに位置づける場合には、利用者の希望のみによるのではなく、自立を阻害するおそれや自己負担の増加等の視点を含めた総合的な角度からアセスメントを行った上で、真に必要な場合に限り貸与されるよう、適切なケアマネジメントが行われる必要があります。

2. 例外給付の取扱いについて

（1）軽度者への福祉用具の例外給付

「軽度者」に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい福祉用具に対しては、原則として算定できません。しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定（介護予防）福祉用具貸与費の算定が可能です。

ただし、利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要なものへの例外給付は、あくまでも例外的措置であるという原則を基に、適切な手順により利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付が行われる必要があります。

<参考>

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第 36 号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（厚生労働省告示第 94 号）第 31 号のイ、第 88 号

(2) 対象外種目・対象要介護（支援）状態区分

対象外種目	軽度者		
	要支援 1、2	要介護 1	要介護 2、3
車いす及び車いす付属品	○	○	—
特殊寝台及び特殊寝台付属品	○	○	—
床ずれ防止用具及び体位変換器	○	○	—
認知症老人徘徊感知機器	○	○	—
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	○	○	—
自動排泄処理装置	○	○	○

(3) 対象外種目を位置づけることができる場合

軽度者に該当する者に対し、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能です。

- ① 直近の認定調査結果等により、下記の表 1 の状態像（※を除く）が確認できる場合は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの実施を前提に、担当介護支援専門員等が必要性を判断し、算定してください。

⇒ 原則、市への「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書」の提出は不要です。

※ 担当介護支援専門員等が判断に迷う場合等、市の確認を求める場合は適宜提出してください。

ただし、サービス担当者会議の記録や認定調査票の写し等、給付対象と判断する根拠となる資料を確実に作成、記録、保管する必要があります。

<認定調査後に状態が悪化したこと等により例外給付が必要な場合の取扱いについて>

直近の認定結果の状況から一部状態悪化し、認定調査の手順に基づき下記の表 1 の状態像に該当することが明らかと判断される場合であって、状態が安定し回復が見込まれない場合には、①と同様の手順により算定することは差し支えありません。この場合には、上記給付対象と判断する根拠資料に、認定調査の手順に基づき表 1 の状態像に該当すると判断するに至った経緯や理由を詳細に記載してください。

ただし、状態悪化の程度から要介護度の変更が見込まれる場合等は、例外給付によらず、区分変更申請等を優先してください。

また、状態悪化後の認定調査の手順に基づく状態像が表1に該当すると判断される場合であっても、下記表2に該当する一定の状態にある場合には、後述の③により申請してください。

- ② 下記の表1の状態像のうち、※で示すアの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査結果がないため、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、担当介護支援専門員等が判断することになっています。当市では、介護給付適正化の観点から、その福祉用具貸与の必要性を確認します。

⇒ 市への「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書」を提出してください。

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」

※ アの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査結果がありません。これらの状態像に該当する場合は、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書」を提出してください。

- ③ 認定調査の結果からは給付の必要性を確認できないが、下記の表2に該当する一定の状態にある軽度者で、市が例外給付の対象であると確認した者については、福祉用具貸与費の算定が可能です。
- ⇒ 市への「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書」の提出が必要です。

表2

<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p>

※ 表2中の例は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものの例示です。例に挙げている病名であれば例外給付の対象になるということではなく、また、逆に例の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合も想定されます。

(4) 例外給付の申請手続き

ア) 利用者の状態の確認及びアセスメントの実施

担当介護支援専門員等は、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が、表1の※又は表2のi)～iii)の状態像に該当する可能性、及び福祉用具貸与が適当か否かを検討します。

イ) 医学的な所見の確認(表2のi)～iii)の状態像に該当する場合のみ)

担当介護支援専門員等は、アセスメントの実施により福祉用具の貸与が適当と考えた場合、次のいずれかの方法により、医師の意見(医学的な所見)を照会し、表2のi)～iii)の状態像のいずれかに該当することを確認します。

① 主治医意見書

居宅(介護予防)サービス計画作成のため、保険者から情報提供を受けたものを指します。

ただし、主治医意見書があっても、その記載内容から表2に示す状態像が確認できない場合は、他の方法にて確認する必要があります。

② 診断書

主治医が被保険者に対し交付した診断書を指します。

ただし、その記載内容から表2に示す状態像が確認できない場合は、他の方法にて確認する必要があります。

※ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書を作成するために医師に作成依頼した診断書であっても、かかる費用は自費負担となります。

③ 担当介護支援専門員等が医師に聴取した所見の記録

サービス担当者会議等において主治医から聴取した情報の記録を指します。

ただし、サービス担当者会議等で聴取した情報であっても、その内容から表2に示す状態像が確認できない場合は、他の方法にて確認する必要があります。

※ 医師の医学的な所見を示す資料には、表2 i)～iii)のいずれかの状態に該当することが判断できる内容が具体的に記載されていることが必要です。

※ 医師は、医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活上の助言を行うことはできますが、具体的な福祉用具の導入を決定する立場ではありません。「医学的な所見」として求められるのはあくまでも「表2に示された状態像」であり、医師の立場から福祉用具の導入を同意する趣旨のものではないことから、例えば「特殊寝台が必要」等の記載があった場合でも、その記載のみでは明確な状態像を示す根拠とはならないため、不適です。

ウ) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

担当介護支援専門員等は、確認した医学的な所見又は主治の医師から得た情報を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施した結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケアプランにその内容と医療機関名、医師名及び医学的な所見又は主治の医師から得た情報を明記し、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書を作成します。

エ) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書及び添付資料の提出

① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認依頼申請書

② 医学的な所見の確認書類(表2のi)～iii)の状態像に該当する場合。)

主治の医師から得た情報(表1の※の状態像に該当する場合。)

※ 医学的な所見又は主治の医師から得た情報の詳細をサービス担当者会議の要点等に明記している場合は、別途他の書類を作成する必要はありません。

③ 要支援：介護予防サービス・支援計画書

介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)

要介護：居宅サービス計画書(1)(2)

サービス担当者会議の要点

オ) 確認通知書の受領と確認

市から申請事業所へ通知された内容を確認します。

(5) 福祉用具貸与の実施

ア) 担当介護支援専門員等は、ケアプランを確定し、利用者に説明した上で、同意を得て当該ケアプランを交付します。

イ) 担当介護支援専門員等は、福祉用具貸与事業所にケアプランを交付するとともに、利用者の同意を得て、市から通知された保険給付開始日、福祉用具の種類等、貸与に必要な情報を提供します。

ウ) 福祉用具貸与事業所は、利用者の状態像に適した福祉用具を保険給付対象として貸与します。

(6) 必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、担当介護支援専門員等が少なくとも月1回のモニタリング、必要に応じ随

時行うケアプランの評価などにより、必ずその必要性を見直し、その結果を記録します。

⇒ ○ ケアマネジメントの結果、不要となれば貸与を中止します。

○ 「種目変更」、「貸与再開」が必要となれば、再度申請手続きを行います。

※ 事後に行われた運営指導又は監査等により、見直しが適切に行われていない（「医師の医学的な所見」が確認できない場合や、「サービス担当者会議等」による当該見直しの記録の確認ができない場合等）ことが判明した場合は、保険給付の返還対象となることに留意してください。あくまでも軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用することが必要です。

（7）注意事項

ア）確認の有効期間について

有効期間の始期は、原則、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより例外給付が必要と判断した日（以降）とし、終期は、当該被保険者の認定有効期間満了日（区分変更申請等が行われた場合は、変更後の認定有効期間開始日の前日）とします。判断日後2週間以内に申請書等を提出してください。

なお、始期及び提出日について、上記の日により難しい特段の事情がある場合には、事前に長寿介護課へご連絡ください。

イ）要介護認定等申請中の例外給付確認依頼申請書の提出について

要介護認定等申請中に暫定ケアプランによる福祉用具貸与の利用を開始したが、認定の結果例外給付の対象となる軽度者と判定された場合で、例外給付確認依頼申請書の提出が必要な状態像に該当する場合は、認定日から2週間以内に申請書等を提出してください。

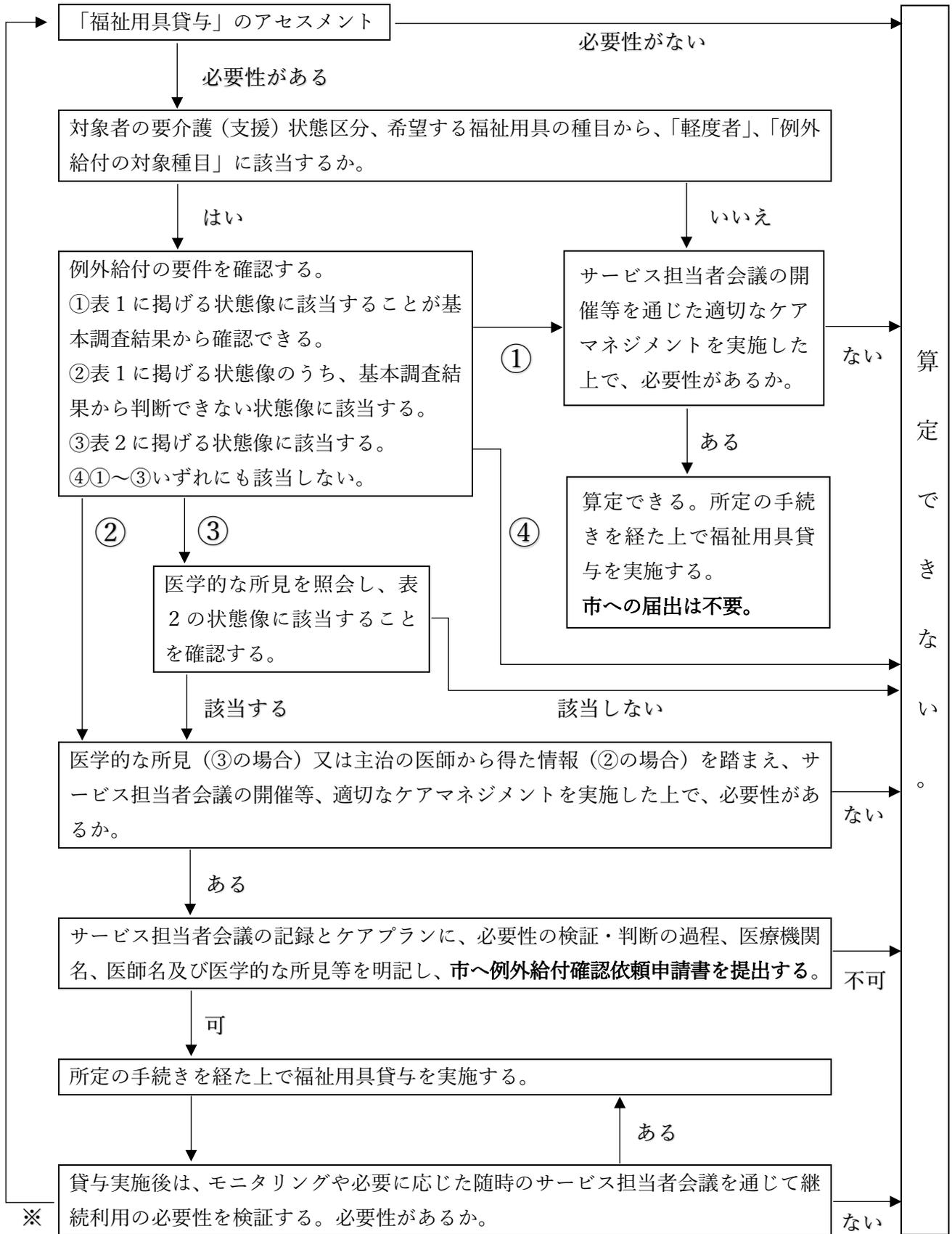
ウ）例外給付確認依頼申請書の再提出について

認定の更新、区分変更等の結果、要介護認定有効期間の更新または要介護（支援）状態区分の変更が行われ、その後継続して福祉用具貸与の例外給付行う必要がある場合には、改めて例外給付確認依頼申請の手続きをする必要があります。認定日から2週間以内に申請書等を提出してください。

エ）確認通知書送付前の福祉用具貸与開始について

確認通知書を確認する前に福祉用具貸与を開始する場合は、利用者に対し自費負担の可能性が有る旨を十分説明し、同意を得た上で行ってください。

(8) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の流れ



※

※ 認定の更新、要介護（支援）状態区分の変更ごとに、改めて手続きが必要です。

3. 福祉用具貸与における同一品目の複数貸与の取扱いについて

福祉用具貸与における同一品目の複数貸与は、利用者の自己負担の増加につながることから、適切なケアマネジメントを行う中で、その使用頻度や場面、効果とコスト等を比較、考慮するとともに、住宅改修等他の方法で対応可能かどうかも含めて確認するなど、その必要性を十分検討した上で行われる必要があります。

(1) 同一品目の福祉用具貸与を行う場合

担当介護支援専門員等は、ケアプラン原案に複数貸与に係る必要性を記載し、サービス担当者会議等にて居宅サービス等の担当者や主治の医師から、専門的な見地からの意見を求めるとともに、サービス担当者会議の記録に、利用者が抱える介護課題（心身の状況や置かれた環境など）を情報共有し、同一品目の福祉用具貸与を要すると判断されたことがわかるように記録します。

⇒ **原則、市への書類提出は不要。**

(2) 市への確認申請が必要な場合

ア) 下記の表3以外の理由で複数貸与を行う場合

イ) 同一品目福祉用具貸与の必要性について、担当介護支援専門員等が判断に迷う場合

⇒ **市への「福祉用具貸与に係る同一品目複数貸与理由書」の提出が必要です。**

上記の場合には、下記の書類を市へ提出します。

① 福祉用具貸与に係る同一品目複数貸与理由書

② 要支援：介護予防サービス・支援計画書

介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

要介護：居宅サービス計画書（1）（2）

サービス担当者会議の要点

※ 当該理由書の提出による確認の有効期間は、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付と同様に取り扱います。ただし、原則書類の提出は不要であることから、上記イ)による確認有効期間の終了後に継続して同様の貸与を行う場合であっても、利用者の状態等に変化がないとき等は、必ずしも理由書の再提出は必要ではありません。

表3

福祉用具の種目	複数貸与が必要と想定される理由
1 車いす	屋外用と屋内用を使い分ける必要がある場合
2 車いす付属品	屋外用と屋内用を使い分ける場合で、付属品も同様に特に必要である場合
3 特殊寝台	想定されない
4 特殊寝台付属品	用具の機能を確保するために必要である場合
5 床ずれ防止用具	用具の機能を確保するために必要である場合
6 体位変換器	用具の機能を確保するために必要である場合
7 手すり（工事を伴わないもの）	自立した日常生活を営むため、利用者の日常移動範囲において必要である場合
8 スロープ（工事を伴わないもの）	自立した日常生活を営むため、利用者の日常移動範囲において必要である場合
9 歩行器	屋外用と屋内用を使い分ける必要がある場合
10 歩行補助つえ	屋外用と屋内用を使い分ける必要がある場合 用具の機能を確保するために必要である場合
11 認知症老人徘徊感知機器	利用者の安全確保のために必要である場合
12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	自立した日常生活を営むため、利用者の日常移動範囲において必要である場合
13 自動排泄処理装置	想定されない

※ 屋内用と屋外用を使い分ける必要がある場合とは、本人の身体状況や住宅環境によって複数貸与が必要な場合が想定されます。

※ 単に外出で汚れるという理由等、利便性の向上を目的とした理由では、同一品目の複数貸与は認められません。

4. 運用状況の確認等について

介護給付適正化の観点からのケアプラン点検や、運営指導等を通じ、随時、例外給付及び同一品目複数貸与の運用状況の確認を行います。確認の結果、著しく不適正、悪質と判断される場合は、介護保険法に基づく措置を検討することも考えられます。

例外給付等を位置づける場合には、適切なケアマネジメントを行い、本取扱いに則り、必要な書類の作成、記録、保管を遺漏なく行うとともに、少しでも判断に迷う場合には市に申請し、確認を求めることが望まれます。